



平成30年1月17日

各位

会社名株式会社ホープ
代表者名 代表取締役社長兼CEO 時津孝康
(コード番号：6195 東証マザーズ・福証 Q-Board)
問合せ先 取締役 CFO 大島研介
(TEL. 092-716-1404)

募集新株予約権（有償ストック・オプション及び株式報酬型ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権及び株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権は新株予約権を引き受ける者（当社取締役）に対して公正価格にて有償で発行するものであり、また、株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権は従業員のみを対象とした株式報酬型ストック・オプションであり、いずれも特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 発行する新株予約権

1. 株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権
(当社取締役を対象とした有償ストック・オプション)
2. 株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権
(当社従業員を対象とした株式報酬型ストック・オプション)

II. 新株予約権を発行する理由

1. 「株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権」

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を向上させると同時に経営責任を明確化することを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の8.5%に相当します。この点、本新株予約権は当社株価終値が一定の値まで下落した場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付けるものであり、割当対象者が株価下落に対する一定の責任を負うようなスキームとなっており、また、「Ⅲ. 新株予約権の発行要項」に定めるとおり、業績目標（平成30年6月期から平成35年6月期までのいずれかの経常利益が200百万円超）を権利行使条件に組み込んでおります。このため、本新株予約権の発行は、当社の取締役が株価変動リスクを当社株主の皆様と共有し、また、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされていることから、当社の将来的な企業価値・株主価値の向上に資するものであり、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 「株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権」

当社の株価と従業員の受ける利益を連動化させること、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様への利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、当社の従業員に対して、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.5%に相当します。この点、本新株予約権の発行は、当社の将来的な企業価値・株主価値の向上に資するものであり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的かつ極めて限定的なものであると考えております。

III. 新株予約権の発行要項

1. 「株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権」

(1) 新株予約権の数

1,185 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式118,500株とし、下記(3)①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス」という。)が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値1,320円/株、株価変動性49.90%、配当利回り0%、無リスク利率0.038%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,320円/株、満期までの期間8.7年、行使条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,320円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成33年10月1日から平成38年9月30日までとする。

④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から、上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(i) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額（ただし、上記(3)②に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

(ii) 新株予約権者は、上記(i)の条件に抵触せずに、平成30年6月期から平成35年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

(iii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(iv) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(v) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の割当日

平成30年2月1日

(5) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができ

なくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（3）①に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（3）②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（6）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（3）③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（3）③に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（3）④に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記（3）⑥に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（5）に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権にかかる新株予約権証券

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(8) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成30年2月28日

(9) 申込期日

平成30年1月30日

(10) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 3名 1,185個

2. 「株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権」

(1) 新株予約権の数

418個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式20,900株とし、下記（3）①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき算定算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：平成30年2月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価額（X）：1円
- ④ 予想残存期間（T）：3.7年
- ⑤ 株価変動性（σ）：類似上場会社の平成26年6月4日から平成30年2月1日における株価変動性の単純平均値
- ⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り（q）：0%（平成29年6月期の実績配当金（0円）÷上記②に定める株価）
- ⑧ 確率累積密度関数（N（））

なお、上記により算出される金額は、新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する金銭債権と本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額の払込債務とが相殺される。

（3）新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式50株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成33年10月1日から平成36年9月30日までとする。

④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から、上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時に至るまで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(ii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(iv) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の割当日

平成30年2月1日

(5) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る

ものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（３）①に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（３）②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（６）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（３）③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（３）③に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（３）④に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記（３）⑥に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（５）に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権にかかる新株予約権証券
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- (8) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成30年2月1日
- (9) 申込期日
平成30年1月30日
- (10) 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社従業員 143名 418個

以 上